

8. 令和7年度いじめ防止基本方針 令和7年

(1) いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめの対応についての基本的認識

- いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立った親身の指導を行うこと
- いじめ問題は学校（教師）の指導の在り方が問われる問題であること
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること

（「沖縄県いじめ対応マニュアル」より）

(3) 具体的ないじめの態様

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれや集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 性的いたずらをされる 等

（「沖縄県いじめ防止基本方針」より）

(4) いじめ防止対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、教育相談担当、当該学級担任による「いじめ防止対策委員会」を設置する。また、必要に応じて「いじめ防止対策委員会」を開催する。

一部の教職員や、特定の教職員が抱え込むのではなく、学校全体で情報を共有し、組織的に対応できるよう、平素からこれらの対応のあり方について全職員で共通理解を図る必要がある。

(5) いじめの未然防止のための取組

① 学級経営の充実

- 「心の整理箱」や「教育相談アンケート」、「QU 検査結果」から児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 支持的風土の学級作りの推進
- 生徒指導4つのポイントを生かした授業づくり

② 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、生命尊重・人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

③ 教育相談体制の整備

- QU 検査結果の考察と対応策を考え、校内研修で共通理解を図る。
- 年3回教育相談週間を位置づけ児童一人一人の理解に努める。
- スクールカウンセラー等と連携し、教育相談の充実に努める。
- 教育相談アンケートを実施し（6月・10月・1月）、児童の実態把握に努める。

④ インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラル教育をする。（道徳教育、総合的な学習の時間 等）

⑤ いじめの情報があれば、必要に応じて迅速に面談を行う。

⑥ 長期休暇が明ける前に、必要に応じて気になる児童へ声かけ等を行う。

(6) いじめの早期発見のための取組

① 日常的な観察を充実させ、「いじめの芽」や「いじめの兆候」もいじめであるという認識で、指導・支援にあたる。

- 児童が学級や学校、友人間でどのような状況にあるのか把握する。

② 欠席している児童の状況、事由を確認する。

- 個人面談・教育相談等による把握。

② 毎月のアンケート調査の実施

- 月に1回「心の整理箱」（簡易アンケート）を実施する。

学期ごとに1回（6月、10月、1月）、教育相談アンケートを実施し、アンケート回収後は児童と直接対話する等迅速な対応で、いじめの早期発見に努める。

※ 記入後のアンケート用紙（紙媒体）は生徒指導主任がファイリングし、5年間保管する。

③ 教育相談週間の実施

- 教育相談週間を通じた学級担任による子どもからの聞き取り。（6月・10月・1月）

④ 職員相互の情報交換及び連携

- 児童の様子に目を配ったり、職員相互の情報交換を密にし、児童の交友関係や悩みを把握したりする。

⑤ 保護者や地域、関係機関との連携

- 市生徒指導・教育相談担当連絡協議会において情報共有を図る。

- 保護者との信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。また、保護者からの相談には、面談により迅速かつ誠実な対応に努める。

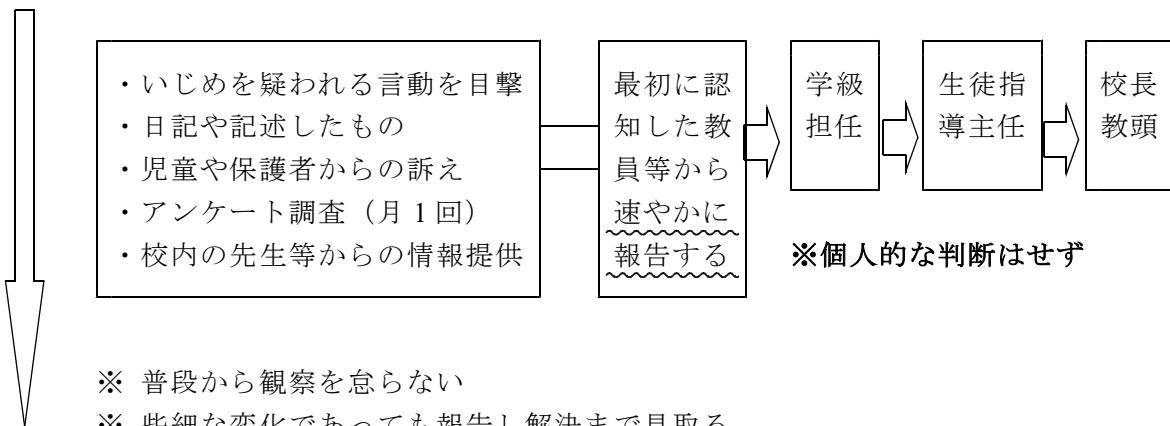
(7) いじめに対する措置

- いじめが疑われる場合やいじめの気づきがあった場合、特定の職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- 児童同士のトラブルなどささいな事も、必ず報告する。
- いじめ防止対策委員会を開き、対応する教職員の役割分担を明確にして、組織で対応する。
- いじめられた児童やその保護者に対する支援と、いじめた児童に対しての指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- 保護者の協力を求め、いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明し、学校との指導連携について十分に協議する。
- 巡回教育相談員や学校カウンセラーを活用し、児童の心のケアに努める。

(8) いじめ防止対応の流れ

短期間であっても、軽微なものであっても、本人がいじめられたと感じていれば、まずいじめがあったという認識の下に、迅速かつ適切に対応することが重要である。

① いじめ情報の入手



② いじめ防止対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、当該学級担任、教育相談担当（※外部専門家、市教育委員会及び関係機関との連携）

③ 対応方針の決定・役割分担

- ア 情報の整理
- イ 対応方針
 - ・ 緊急度の確認、「自殺」「暴行」等の危険度を確認
- ウ 役割分担
 - ・ 被害者、加害者、周辺児童からの情報聴取と支援・指導担当
 - ・ 保護者への対応担当、関係機関への対応担当

④ 事実の確認と支援・指導

- ・ いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
- ・ 事実に基づく聴取は、被害者→周辺児童→加害者の順に行う
- ・ 複数の教員で確認しながら聴取を進め、情報提供者についての秘密を厳守
- ・ いじめられた児童の安全を確保し、心配や不安を取り除く
- ・ いじめ加害者が被害者や通報者に圧力をかけるのを防ぐ

⑤ いじめの被害者、加害者、周辺の児童への指導とその保護者への対応

(具体例)

ア いじめ被害者とその保護者への対応

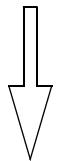
- ・ いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の立場になる。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や、教職員、家族、地域の人）と連携し、いじめられた児童に寄り添える体制を作る。
- ・ 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について児童へ伝える。
- ・ 児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- ・ いじめている児童との今後の関係などを具体的に指導。
- ・ 面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・ 自己肯定感を回復できるよう友人との関係作りや活躍の場等の支援。
- ・ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝えできる限り不安を除去する。

イ いじめ加害者への指導とその保護者への対応

- ・ いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然とした指導。
- ・ 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させる。
- ・ 対応する教師は客観的な立場で事実確認を行う。
- ・ 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ・ いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁させない。
- ・ 面談等を通して、教師との交流を続けながら成長を確認する。
- ・ 授業や学級活動等を通してよさを認め可能性をのばしていく。
- ・ 事実関係を迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して適切な対応が行えるよう協力を求める。また、保護者に対する継続的な助言を行う。

ウ 観衆、傍観者への指導・対応

- ・ いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ・ 事実を報告することは、告げ口というものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- ・ 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・ 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。



- ・ これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- ・ いじめの発生の誘引となつた集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ・ いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

⑥ いじめの再発防止

- ・ 校内研修、地域・家庭・関係機関との連携。
- ・ 声かけがある、出番がある、居場所がある学校作りを基盤として、認め、褒め、励まし、見届ける教育活動の徹底。
- ・ 各警察署の警察官及び少年補導職員等を招いた「非行防止教育」の実施。

(9) 重大事態への対処

① 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連續して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法」より)

② 重大事態への対処

- ・ 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ・ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・ 事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

③ 発生報告から調査結果の情報提供及び報告までの流れ

(1) 発生報告

① 教育委員会へ報告

※ 重大な被害が生じる可能性がある場合は所轄署へも援助要請

(2) 重大事態の調査

※ 調査の主体を学校にするか設置者にするかは、教育委員会が決定

① アンケートの実施

- ・ 実施前に、内容について被害保護者へ承諾を得る
- ・ アンケート対象は、状況に合わせて決定（クラス、学年、部活動等）

② 面談実施

(3) 調査結果の情報提供及び報告

- ① 被害児童生徒・保護者への報告
- ② 教育委員会を通して首長への報告

※①の報告後、希望がある場合は被害児童生徒・保護者の所見を記載した文書を添付